プロジェクト　**のれんの会計処理及び開示に関する検討**

項目　**のれん償却前営業利益に関する情報提供のための見直し**

本資料の目的

1. のれん償却前営業利益に関する情報の提供のための見直しについては、次の 2 段階で審議を進めることとしている。

   (1) のれん償却前営業利益に関する情報提供のための見直しが企業会計基準等の改善をもたらすかどうかについて検討する。

   (2) 企業会計基準等の改善をもたらすと判断される場合には、企業会計基準等の開発を行う。

2. 現在、前項(1)の「企業会計基準等の改善をもたらすかどうかについての検討」を進めている。これについて、第 585 回企業会計基準委員会（2026 年 10 月 5 日開催）では、次の 2 つの側面から検討を進めることを事務局から提案し、特段の異論は聞かれなかった。

   (1) のれん償却前営業利益に関する情報提供により意思決定との関連性が高まることとなるかどうか、国際的な会計基準における情報の集約や分解及び小計の表示に係る考え方を参考としながら検討を行う。

   (2) のれん償却前営業利益に関する情報提供により、IFRS 会計基準を採用する企業の損益計算書との企業間の比較可能性が高まるかどうかを検討する。

3. また、第 585 回企業会計基準委員会では、次の意見が聞かれていた。

   検討課題は一義的にはのれん償却前営業利益の開示であるが、それに限定されず、例えばのれん償却費を独立して開示することを定めることにより、財務諸表利用者が自主的にのれん償却前営業利益に相当する指標を算出できることとするような検討の方向性も、今後の議論次第であり得ると理解した。

4. 本日は、本資料第 2 項(1)及び(2)の側面について、のれん償却前営業利益に関する情報提供を見直すことによって意思決定との関連性が高まるかどうか、比較可能性が高まるかについての事務局の分析をお示しする。その上で、前項に関連して財務諸表における情報提供のアプローチについての事務局の分析をお示しする。

5. なお、前項の分析にあたっては、企業結合が行われ、それによるのれんの償却費が計上さ

れている企業を前提としている。

意思決定との関連性の側面からの検討

（国際的な会計基準における考え方）

6. IFRS 会計基準では、企業の財務業績に関してより透明性と比較可能性の高い情報を投資者に提供することによって、より良い投資に関する意思決定を可能とするため、IFRS 第 18 号「財務諸表における表示及び開示」（以下「IFRS 第 18 号」という。）が 2024 年 4 月に公表された。IFRS 第 18 号では、財務諸表が必ずしも適切に集約又は分解された情報を含んでいないという財務諸表利用者からのフィードバックに対応して、項目の集約及び分解についての原則が示されている。

項目の集約及び分解の考え方

7. IFRS 第 18 号では、項目の集約及び分解の原則について、項目が有している特徴が共有されている特徴（類似した特徴）であるか、共有されていない特徴（異質な特徴）であるかにより集約又は分解を行うことを定めている（IFRS 第 18 号第 41 項）。

   (1) 資産、負債、資本、収益、費用又はキャッシュ・フローを、共有されている特徴に基づいて項目に分類し集約する。

   (2) 共有されていない特徴に基づいて項目を分解する。

8. 前項のような原則により、共有された特徴を有する項目を集約することで大量の情報が理解可能になり、同様に、異質な特徴を有する項目を分解することで重要性がある情報が提供されるとされている。

特定の性質別費用に関する情報の開示

9. IFRS 第 18 号では、純損益計算書に機能別に分類した費用を表示している場合、特定の性質別費用の合計額について注記することが求められている。対象となる性質別費用科目は、減価償却、（無形資産の）償却、従業員給付、減損損失及び減損損失の戻入れ、並びに棚卸資産の評価減及び評価減の戻入れの 5 つである（IFRS 第 18 号第 83 項）。フィードバックの中で、財務諸表利用者は、営業区分の各科目に含まれている従業員給付、減価償却及び償却の金額に関する情報は、企業がどの業界で事業を営んでいるのかに関係なく、一般的に有用であると述べたとされている。

10. また、米国会計基準においても、2024 年 11 月に損益計算書に表示される費用科目を特定の性質別費用に分解した情報を注記により開示することが定められた。その内容は IFRS 第 18 号と細かな相違点を除いて概ね同様であり、特に、対象となる性質別費用には減価償却費及び（無形資産の）償却費が含まれている。

11. なお、IFRS 会計基準も米国会計基準ものれんを償却しないため、のれん償却費について表示上の扱いは定められていない。

追加的な小計表示の考え方

12. IFRS 第 18 号では、比較可能性を確保して損益計算書の構造を改善するために、すべての企業が「営業損益」及び「財務及び法人所得税前純損益」の小計を表示することとされている。これらの小計要素に加えて、「有用な体系化された要約」を提供するために必要な場合には追加的に本表に小計を表示することとされている。

13. ここで、「有用な体系化された要約」とは、企業が認識した資産、負債、資本、収益、費用及びキャッシュ・フローについて、基本財務諸表において提供される体系化された要約であり、次のことのために有用であるものをいうとされている。

(1) 企業の認識された資産、負債、資本、収益、費用及びキャッシュ・フローについての理解可能な概観を得ること

(2) 企業間での比較、及び同一企業の各報告期間の比較を行うこと

(3) 財務諸表利用者が注記において追加的な情報を求めたいと考える可能性のある項目又は領域を識別すること

経営者が定義した業績指標（MPM）

14. IFRS 第 18 号では、収益及び費用の小計であって、IFRS 会計基準により表示又は開示が要求されておらず、財務諸表の外でのコミュニケーションに使用されている等の要件を満たす財務業績の指標を、「経営者が定義した業績指標」（MPM）と定義している。MPM の定義を満たす指標については、当該指標を用いる理由や計算方法等の当該指標に関する情報の注記が求められている。

15. IFRS 第 18 号の結論の根拠では、経営者が定義した業績指標に関する情報は、事業がどのように管理されているのか、経営者が企業の財務業績をどのように見ているのか、及び事業の財務業績の持続性についての洞察を提供するため、有用であるとの財務諸表利用者の見方が示されている。一方で、一般に財務諸表外で提供されるこれらの指標に関する（当該指標を用いる理由及び計算方法を含む）情報を見つけ、理解することが困難な場

合があるという懸念が指摘されていたともされ、IFRS 第 18 号の要求事項により、これらの指標の透明性が改善されるとされている。

（のれん償却費の分解情報としての開示）

16. のれん償却前営業利益に関する情報提供が意思決定との関連性を高めることとなるかどうかを検討する前に、のれん償却費を分解情報として表示（又は注記として開示）することが意思決定との関連性を高めるかどうかについて検討を行う。その際、概念フレームワークの観点から検討を行うとともに、国際的な会計基準における情報の分解に係る考え方を参考としながら検討を行う。

概念フレームワークの観点からの検討

17. 我が国の会計基準の体系において、正式に位置付けられた概念フレームワークは存在していない。しかしながら、討議資料「財務会計の概念フレームワーク」（以下「CF 討議資料」という。）は、その開発当時の日本基準の考え方を整理したものであり、その内容のほとんどは現在でも有効なものと考えられる。このため、次項以降においては、CF 討議資料に基づいて検討を行う。

18. CF 討議資料では、会計情報の基本的な質的特性について次のように述べられている。

> **討議資料「財務会計の概念フレームワーク」第 2 章　会計情報の質的特性**
>
> **〔会計情報の基本的な特性：　意思決定有用性〕**
>
> 1. 財務報告の目的は、企業価値評価の基礎となる情報、つまり投資家が将来キャッシュフローを予測するのに役立つ企業成果等を開示することである。この目的を達成するにあたり、会計情報に求められる最も基本的な特性は、意思決定有用性である。すなわち、会計情報には、投資家が企業の不確実な成果を予測するのに有用であることが期待されている。

19. ここで、企業への将来キャッシュ・フローを予測するには、過去の実績に含まれている臨時的な項目による影響を排除するのが適切であるため、将来的に反復的に発生しない項目による影響を取り除くことが必要と考えられる。

20. この点、のれん償却費には次の性質があると考えられる。

(1) のれん償却費は、個別の企業結合について継続的に発生するものの、企業結合ごとに個別的な性質が強く、それぞれが断続的に発生する全体を俯瞰すれば、反復継続的に同水準の償却費が発生するとは言えないと考えられる。

① コモディティの取引とは異なり、同種の被取得企業が存在することは稀であり、企業結合が反復的に行われることが想定されない。

② 個々の企業結合によって規模は大きく異なり、場合によっては個別の企業結合により生じるのれん償却費が企業規模に照らして巨額になることがある。

(2) のれん償却費の計上期間は償却期間に限られ、償却期間の終了後に当該のれんに関連した同様の費用計上は行われない。

① のれんは企業結合取引が行われた時点に計上される無形の資産であり、設備投資により取得した有形固定資産とは異なり、事業活動を継続的に行うために設備を更新する必要がなく、規則的な償却が終了した後に、操業度等を維持するために必ずしも企業結合が行われるとは限らない。

21. 前項に記載したのれん償却費の性質について、設備投資により取得した有形固定資産の減価償却の性質と対比すると、有形固定資産の場合も規則的に減価償却が行われることにより、個々の資産に係る減価償却費が償却期間に限定される点においては同じと考えられる。しかしながら、事業活動を継続的に行うためには、通常、定期的に設備更新が必要となると考えられる。この再投資も考慮した場合には、有形固定資産の減価償却費は反復継続的に発生する費用であると考えられる。このため、のれん償却費と有形固定資産の減価償却費を比較すると、反復継続的かどうかの観点において異なる特性を有していると考えられる。

22. このように、反復継続的かどうかの観点におけるのれん償却費の性質を踏まえると、のれん償却費を表示(又は注記として開示)することは、意思決定との関連性を高めることになると考えられる。

国際的な会計基準における情報の分解に係る考え方からの検討

23. IFRS 第 18 号では、本資料第 7 項のとおり、項目の分解を共有されていない特徴に基づいて行うと定めている。この考え方に沿って、のれん償却費が他の項目と異なる特性を有するかどうかを検討することが考えられる。

24. この点、IFRS 第 18 号において「持続性」は、共有されている特徴(類似した特徴)であるか、共有されていない特徴(異質な特徴)であるかの評価を行う際の特徴の例の 1 つに挙げられている(IFRS 第 18 号 B78 項(c))。また、IFRS 第 18 号においても「規模」は、共有されている特徴(類似した特徴)であるか、共有されていない特徴(異質な特徴)であるかの評価を行う際の特徴の例の 1 つに挙げられている(IFRS 第 18 号 B78 項(f))。

25. 前項の IFRS 第 18 号の考え方を本資料第 20 項に記載したのれん償却費の性質に照らして考えると、のれん償却費は反復継続的に同水準の償却費が発生するとは言えない点は「持続性」に関連すると考えられ、また、個々の企業結合によっては個別の企業結合により生じるのれん償却費が企業規模に比して巨額になることがある点は「規模」に関連すると考えられる。

26. このため、IFRS 第 18 号における情報の分解の考え方に照らすと、のれん償却費を分解情報として表示（又は注記として開示）することは肯定されると考えられる。

小括

27. 上述の概念フレームワークの観点及び国際的な会計基準における情報の分解に係る考え方の観点からの検討を踏まえると、のれん償却費を区別して表示（又は注記として開示）することは意思決定との関連性を高めると考えられる。

（のれん償却前営業利益の情報提供）

28. 今回ののれん償却前営業利益に関する検討においては、のれん償却費を営業費用に計上することを前提としているため、当該会計処理について追加的な検討は行わない。

29. 営業利益は、営業により生じる収益及び費用から算出され、企業の主要な事業により生じる経営成績を表す小計と位置付けられる。この小計は、企業が何を主要な事業と見ているかを反映するものであり、企業が自らの財務業績を説明する上で有用な情報を提供するものであると考えられる。

30. また、のれんの文脈においては、のれん償却費が営業費用に計上される中で、投資原価の一部である取得のれんに係る費用を各期に配分し、それを企業結合による実際の成果である収益に対応させて、その負担を考慮してもなお営業利益が確保できているかどうかを確認することは、企業結合の成否を判断することに役立つと考えられる。

31. これらの観点から、営業利益は、投資の意思決定に有用な小計項目として利害関係者から広く認められている項目であると考えられる。

32. ここで、仮にのれん償却前営業利益を表示（又は注記として開示）することとすると、のれん償却前営業利益は、損益計算書において売上高及び売上原価から売上総利益を計算した上で販売費及び一般管理費を控除して営業利益を算出するとの段階利益計算の構造の下、営業利益の内訳としての追加的な小計項目に該当すると考えられる。

33. このため、のれん償却前営業利益の表示（又は注記として開示）について検討するのは、営業利益を表示した上で、営業利益の内訳としての追加的な小計項目を設ける（又は注

記として開示する）ことが意思決定との関連性を高めることになるかどうかという観点からになると考えられる。

34. この検討においては、概念フレームワークの観点から検討を行うとともに、国際的な会計基準における小計の表示に係る考え方を参考としながら検討を進めることが考えられる。

概念フレームワークの観点からの検討

35. 本資料第 17 項から第 22 項における分析のとおり、のれん償却費は、反復継続的かどうかの観点において他の項目と異なる特性を有すると考えられる。このため、営業利益は企業の主要な事業により生じる利益を網羅的に反映する指標である一方、営業利益からのれん償却費を除くことにより算定されるのれん償却前営業利益は、営業利益に比べて、企業の反復継続的な事業活動による利益をより適切に示す指標になり得ると考えられる。

36. この点、CF 討議資料において財務報告の目的とされている「投資家が将来キャッシュフローを予測するのに役立つ企業成果等を開示すること」に照らすと、のれん償却前営業利益の表示（又は注記として開示）は、企業の反復継続的な事業活動による利益をより適切に示す指標として、意思決定との関連性を高めることにつながる場合があると考えられる。

37. なお、企業の反復継続的な事業活動による利益という点を強調した場合、「非反復的な要素を除外した営業利益」の方が有用であるとも考えられ、その場合にはのれん償却費以外の項目も除外することが考えられる。この点、企業の状況によって営業費用に非反復的なものが含まれることはあり得るものの、非反復的な費用については営業外費用又は特別損失に表示されるものもあり、また、のれん償却費以外で、営業費用のうち非反復的なものとして会計基準において個別に指定することが有益な項目は必ずしも明確に存在しないと考えられる。

国際的な会計基準における小計の表示に係る考え方からの検討

38. IFRS 第 18 号では、本資料第 12 項のとおり、追加的な小計項目を表示する場合について、有用な体系化された要約を提供するために必要な場合に表示することと定めている。その際、本資料第 13 項(1)のとおり、判断軸の 1 つとして、企業の認識された資産、負債、資本、収益、費用及びキャッシュ・フローについての理解可能な概観を得ることのために有用であるかどうかが定められている。

39. この点、本資料第 35 項及び第 37 項における分析を踏まえると、のれん償却前営業利益は、企業の反復継続的な事業活動による利益をより適切に示す指標として、企業の認識

された資産、負債、資本、収益、費用及びキャッシュ・フローについての理解可能な概観を得ることのために有用であると考えられる。

40. このため、国際的な会計基準における小計の表示に係る考え方に照らしても、のれん償却前営業利益を小計として表示（又は注記として開示）することは支持できると考えられる。

小括

41. 上述の概念フレームワークの観点及び国際的な会計基準における小計の表示に係る考え方の観点を踏まえると、営業利益は企業の主要な事業により生じる利益を網羅的に反映する指標である一方、のれん償却前営業利益の表示（又は注記として開示）は、企業の反復継続的な事業活動による利益をより適切に示す指標になり得ると考えられる。このため、営業利益を表示した上で、のれん償却前営業利益を小計として情報提供することは、意思決定との関連性を高めることにつながり得ると考えられる。

比較可能性の側面からの検討

（概念フレームワークにおける比較可能性の位置付け）

42. 第 585 回企業会計基準委員会で確認したように、当委員会が実施した意見聴取において比較可能性についての言及が多かったことを踏まえ、企業会計基準諮問会議の委員より、比較可能性の観点を重視すべきとの意見が聞かれていた。ここで指摘される比較可能性は、のれんを非償却としている IFRS 会計基準を適用する企業の損益計算書との比較可能性の観点と考えられるとし、比較可能性を 1 つの観点として、のれん償却前営業利益に関する情報提供のための見直しが企業会計基準等の改善をもたらすかどうかについて検討することとしていた。

43. CF 討議資料において、比較可能性は、会計情報に求められる最も基本的な特性である意思決定有用性に対する一般的制約となる特性の 1 つであるとされており、次のように述べられている。

> **討議資料「財務会計の概念フレームワーク」第 2 章　会計情報の質的特性**
>
> **〔一般的制約となる特性(2)：　比較可能性〕**
>
> 11. 会計情報が利用者の意思決定にとって有用であるためには、会計情報には比較可能性がなければならない。ここで比較可能性とは、同一企業の会計情報を時系列

で比較する場合、あるいは、同一時点の会計情報を企業間で比較する場合、それらの比較に障害とならないように会計情報が作成されていることを要請するものである。そのためには、同様の事実（対象）には同一の会計処理が適用され、異なる事実（対象）には異なる会計処理が適用されることにより、会計情報の利用者が、時系列比較や企業間比較にあたって、事実の同質性と異質性を峻別できるようにしなければならない。

44. また、参考として、国際会計基準審議会（IASB）の「財務報告に関する概念フレームワーク」における位置付けを確認すると、比較可能性は有用な財務情報の補強的な質的特性の 1 つとされ、利用者が項目間の類似点と相違点を識別し理解することを可能にする質的特性であるとされている。

（営業利益ベースでの比較可能性の検討）

45. 比較可能性の検討にあたっては、営業利益をベースとすることを前提とする。これは、本資料第 29 項に記載のとおり、日本基準の営業利益が企業の財務業績を説明する上で有用な情報を提供すると考えられることから、比較の出発点として適切と考えられるためである。また、IFRS 会計基準の営業利益は日本基準の営業利益と含まれる項目に一部、違いがあるものの、概ね企業の主要な事業活動の成果を表す指標として利害関係者から理解されている。加えて、日本基準の営業利益と IFRS 会計基準の営業利益は資金運用や資金調達、税金の影響が除かれている損益計算書の小計であることから、比較可能性の検討に適した対象と考えられるためである。このため、次項以降においては、のれん償却に関する情報提供によって、IFRS 会計基準を採用する企業の営業利益との比較可能性が高まるかどうかについて検討を行う。

46. 日本基準におけるのれんに関する損益項目及び計上区分は次のとおりである。

(1) のれん償却費・・・営業費用（販売費及び一般管理費）

(2) のれんに関する減損損失・・・原則として特別損失

47. 一方、IFRS 会計基準（IFRS 第 18 号適用後）では、のれんは償却されず、のれんに関する減損損失は営業区分における費用に表示される。

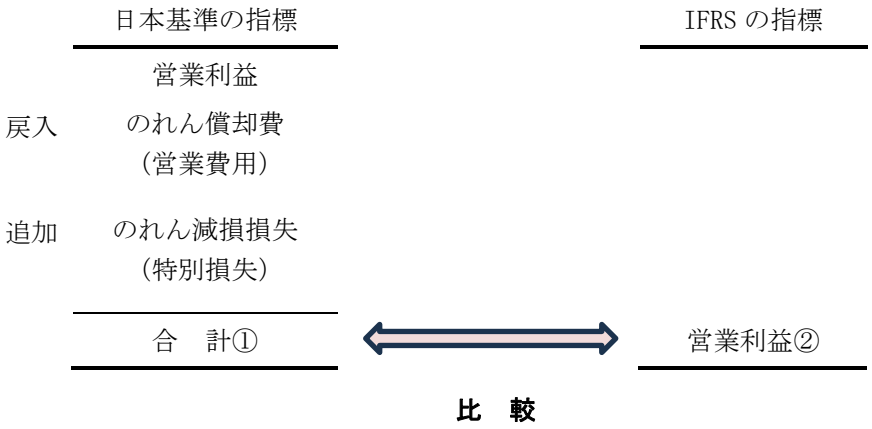
48. 本資料第 46 項及び前項を前提として、営業利益ベースで企業間の比較を行う場合、次のいずれかの手法により調整することが考えられる。

(1) ①日本基準による営業利益にのれん償却費を足し戻した上でのれんに関する減損損失を減じた金額と、②IFRS 会計基準による営業利益とを比較する。

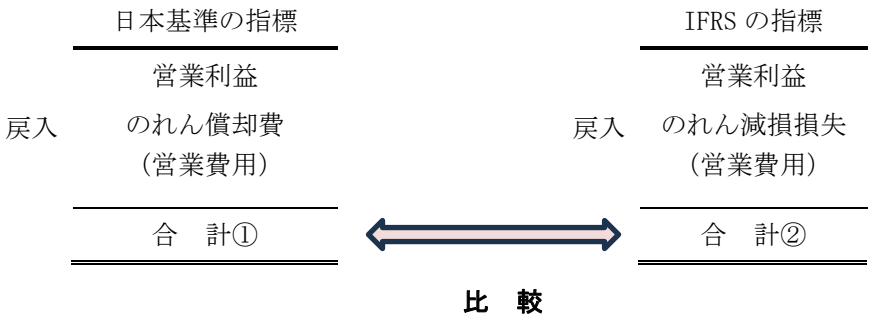
(2) ①日本基準による営業利益にのれん償却費を足し戻した金額と、②IFRS 会計基準による営業利益にのれんに関する減損損失を足し戻した金額とを比較する。

図表　(1)と(2)それぞれの比較のイメージ

(1) のれん減損損失を含めて比較



(2) のれん減損損失を除いて比較



49. この点、前項(1)についてはのれん償却費に関する情報、(2)については営業利益にのれん償却費を足し戻した金額の情報があることで、IFRS 会計基準による情報と比較可能性が確保される。このため、財務諸表においてのれん償却に関する情報提供を行うことは比較可能性の向上に役立つことになると考えられる。この場合、企業間比較のみの観点で前項(1)と(2)に大きな差はないと考えられる。

50. その一方で、のれんに関する減損損失は反復継続的に発生するものではないことから、将来キャッシュ・フローを予測するのに役立つためには、営業利益にのれんに関する減損損失を含めない方が有用と考えられる[1]。この観点からは、のれんに関する減損損失が含まれない営業利益をベースとする前項(2)の手法の方が適切と考えられる。

[1] IFRS 第 18 号を開発する過程において、財務諸表利用者に収益及び費用の持続性に関する情報を提供するために、通例でない(unusual)収益及び費用を定義し、企業に開示を要求することを検討した

この前項(2)の手法により企業間比較を行うことについて考えると、営業利益における日本基準と IFRS 会計基準との差異については、これまでの国際的に整合性のあるものとするための取組みが継続され、日本基準と IFRS 会計基準との差異は小さくなってきていると考えられる。このため、のれん償却費を調整した場合、利用者の判断に影響を与え得る主要な差異は限られてきていると考えられる。

51. このため以下では、本資料第 48 項(2)の手法により営業利益ベースで企業間の比較を行うことができるように、財務諸表においてのれん償却に関する情報提供を行うことを前提に議論を進める。

財務諸表における情報提供のアプローチ

（2 つのアプローチ）

52. 前項までで、意思決定との関連性の側面及び比較可能性の側面からの検討を進めてきたが、この情報提供の形態については、本資料第 3 項のとおりのれん償却前営業利益の開示に必ずしも限られるものではないとの意見も聞かれている。このため、次項以降では、のれん償却前営業利益に関する情報提供の形態について、公聴会等において聞かれた意見も踏まえて検討を行う。

53. 本資料第 6 項から第 41 項までの意思決定との関連性の側面からの検討では、のれん償却費を分解情報として表示（又は注記として開示）すること及びのれん償却前利益の小計を表示（又は注記として開示）することについて検討している。ここで、本資料第 28 項のとおり、今回の検討においてのれん償却費を営業費用に計上することを前提としており、のれん償却費又はのれん償却前利益のいずれか一方が表示（又は注記として開示）されれば、財務諸表利用者が調整することにより他方の情報を得ることができると考えられる。

54. また、比較可能性の側面からの検討では、本資料第 51 項のとおり、本資料第 48 項(2)の手法により営業利益ベースで IFRS 会計基準を採用する企業との比較を行うことを前提としている。この場合、財務諸表における情報提供のアプローチとしては次の 2 つが考えられる。

が、「通例でない(unusual)収益及び費用」の定義に関しての利害関係者から示された意見の相違が解消されず、実務上可能な定義を適時に開発することが可能でないであろうと示唆されたとして断念した経緯がある。

(1) 日本基準において、のれん償却費を個別に表示（又は注記として開示）する。その上で、財務諸表利用者が営業利益からのれん償却費を足し戻すように加工し、IFRS 会計基準におけるのれんに関する減損損失に関する情報に基づいて IFRS 会計基準における営業利益を加工して、企業間の比較を行う。

(2) 日本基準において、(1)ののれん償却費を個別に表示（又は注記として開示）することに加えて、のれん償却前営業利益を小計として表示（又は注記として開示）する。その上で、財務諸表利用者が IFRS 会計基準におけるのれんに関する減損損失に関する情報に基づいて IFRS 会計基準における営業利益を加工して、企業間の比較を行う。

55. ここで、IFRS 会計基準においては、報告期間の期首現在と期末現在ののれんの帳簿価額の調整表の開示が求められており、その内訳項目として「IAS 第 36 号に従って報告期間中に認識した減損損失」の開示が求められている（IFRS 第 3 号「企業結合」B67 項(d)(v)）。このため、前項(1)又は(2)の調整を行うための IFRS 会計基準におけるのれんに関する減損損失に関する情報は開示されていると考えられる。このため、前項(1)及び(2)の差は、のれん償却費を調整後の小計を表示（又は注記として開示）するか、のれん償却費に関する調整を財務諸表利用者が行うかということになると考えられる。

56. 本資料第 54 項(1)及び(2)のそれぞれのメリットとデメリットは、次のとおりと考えられる。

(1) 本資料第 54 項(1)のアプローチを採用した場合、財務諸表利用者において情報を加工するコストが生じる一方、財務諸表作成者においてコストは生じない。

(2) 本資料第 54 項(2)のアプローチにより、のれん償却前営業利益が表示（又は注記として開示）される場合、財務諸表利用者は加工せずにその情報を利用することができる。また、現状、のれん償却前営業利益を IR 等で説明する実務が見受けられるが、のれん償却前営業利益が会計基準で定められた指標となることにより、財務諸表作成者において、のれん償却前営業利益を自社固有の指標ではない形で使用することができるようになる。一方、財務諸表作成者において、のれん償却前営業利益を財務諸表に表示（又は注記として開示）するコストが生じる。

57. ここで、前項に記載したメリットとデメリットについて検討を進めるにあたり、公聴会で聞かれた意見を確認する。当委員会が実施した公聴会において、財務諸表作成者からは、前項(1)に記載のとおり、のれん償却前営業利益を任意で開示する実務が行われているとの意見が聞かれていた。

(1) 財務諸表作成者（旭化成株式会社 経理・財務部 部付 リードエキスパート 手塚史様）

第 8 回「のれんの非償却の導入及びのれん償却費計上区分の変更」に関する公聴会（下線は事務局で追記）

のれんの償却の是非についてではなく、分かりにくいというご指摘を受けたことがあります。当社の対応としては、IR 資料に、のれん償却前営業利益を別途載せていまして、そのように説明しているというのが現状でございます。

(2) 財務諸表作成者（株式会社串カツ田中ホールディングス 執行役員 管理部長 岩本一将様）

第 8 回「のれんの非償却の導入及びのれん償却費計上区分の変更」に関する公聴会（下線は事務局で追記）

「のれん償却前営業利益」というのを示すのはとても良いと思っていまして、MPM でも良いですが、何かしらの指標を見せながら投資家に説明していくことが必要と思っていまして、当社も実際、決算説明資料等では、のれん償却前の利益を出させていただいて、投資家にしっかり説明させていただいていますので、そのような点で、財務諸表上も計上できるようになれば、企業間の比較可能性も確保されるのではないかと考えているのが、私の意見になります。

58. さらに、公聴会において、財務諸表利用者から、営業利益の有用性を指摘した上でのれん償却前営業利益を開示することの有用性に関する意見が聞かれていた。

財務諸表利用者（株式会社格付投資情報センター 格付本部 コーポレート 4 部長 渡辺博紀様）

第 6 回「のれんの非償却の導入及びのれん償却費計上区分の変更」に関する公聴会（下線は事務局で追記）

段階損益につきましては、今回問いに設定いただいたのれん償却前営業利益を設定することによって、のれん償却をした場合の課題をリカバー可能だと考えています。これにより、営業外や特別損益とすることの検討は必要なくなるのではないかと考えます。日本基準の営業利益は、かなり有用性が高いと私共は考えております。ですので、調整する項目としては、のれん償却に限定するのが適当と考えます。

59. 本資料第 57 項及び前項の公聴会で聞かれた意見は、のれん償却前営業利益を開示することのニーズについて、実務上の観点から裏付けるものであると考えられる。

60. また、公聴会において、「のれん償却前営業利益」の表示を具体的に挙げて、のれん償却が営業利益に及ぼす影響について一般投資家が理解できるような情報提供の工夫を望む意見が聞かれていた。

財務諸表利用者（フォスター・フォーラム(良質な金融商品を育てる会) 世話人 永沢裕美子様）

第 5 回「のれんの非償却の導入及びのれん償却費計上区分の変更」に関する公聴会（下線は事務局で追記）

日本基準については、合理性があると思う一方で、のれんの償却方針について一般投資家にも見える形での説明が、特に買収で大きなのれんが生じる場合には必要と思います。可能であるならば 1 行増やしていただいて、営業利益の前に「のれん償却前営業利益」という欄を 1 行設けることはできないかと、私としてはご提案申し上げたいところです。減価償却については、かなり慣れた投資家は、減価償却は四季報に出ているので、それを確認してキャッシュ・フローがどのくらいかなどを見られています。もっとも、多くの一般投資家はそんなことはしないかもしれないとも思いますが。のれんについてあまり情報が出ていないように思いましたので、開示といえるのかどうか分かりませんが、開示を超えた、投資家への情報提供のあり方として、工夫いただくことが必要ではないかと思います。

（のれん償却前営業利益の小計としての表示（又は注記としての開示））

61. 本資料第 57 項から前項までの聞かれた意見を踏まえると、のれん償却費による調整を促すよりも、のれん償却前営業利益を会計基準が定める指標とした上で当該情報を表示（又は注記として開示）することによって、企業業績を示す 1 つの指標としてより関係者の間で広まりやすくなると考えられる。この観点から財務諸表利用者のニーズを充足することにつながり、財務諸表利用者が加工せずにその情報を利用できることのメリットは大きいと考えられる。このため、本資料第 54 項(2)のアプローチを採用し、のれん償却前営業利益を小計として表示（又は注記として開示）することが考えられる。

62. 一方、当委員会で実施した公聴会や企業会計基準諮問会議では、次のとおりのれん償却前営業利益を損益計算書に表示することを支持しない意見が聞かれていた。

(1) 任意でのれん償却前営業利益を表示することは現在も可能であるが、表示しても資本市場において正しく評価してもらえないというのが現実であり、効果がないと考える。

(2) 「のれん償却前利益」などの独自指標の導入は、かえって投資家にとって不透明な情報となり、企業の恣意的な業績操作（利益の底上げ）に利用されるおそれがある。

(3) のれん償却前営業利益を損益計算書本体で表示することについては慎重な検討を要すると考える。のれん償却前営業利益は、発生主義会計による利益でもなければ、フリー・キャッシュフローでもない、不完全な測定値であり、のれん償却費をコストから除外した水増しした利益を表示することは、概念的な一貫性を欠く損益計算書を生み出すことになると考える。

63. 前項の意見に関して、次の反論が考えられる。

(1) 前項(1)の意見については、現状そのような状況にあることはその通りと考えられるものの、会計基準によりのれん償却前営業利益に関する情報提供を求めた場合には、資本市場における取扱いが変わる可能性があると考えられる。

(2) 前項(2)の意見については、のれん償却前営業利益の算定方法は明確であることから、恣意的な業績操作には該当しないと考えられる。

(3) 前項(3)の意見については、発生主義会計による利益でもなければフリー・キャッシュフローでもないという点についてはその通りであると考えられるものの、上述の分析のとおり、のれん償却費は企業結合ごとに個別的な性質が強く反復継続的に同水準の償却費が発生するとは言えないことを踏まえ、のれん償却前営業利益が営業利益の内訳として、企業の反復継続的な事業活動による利益をより適切に示す指標と考えられることから、水増しした利益を表示することには該当しないと考えられる。

64. 以上を踏まえ、財務諸表における情報提供のアプローチとして、本資料第 54 項(2)のアプローチを採用し、のれん償却前営業利益を小計として表示（又は注記として開示）することが考えられる。

事務局分析のまとめ

65. 今回の分析は、本資料第 5 項のとおり、企業結合が行われ、それによるのれんの償却費が計上されている企業を前提として行っている。この場合、のれん償却前営業利益に関する情報提供は次の点で有用であると考えられる。

(1) 意思決定との関連性の側面において、概念フレームワークの観点及び国際的な会計基準における考え方の観点から、のれん償却費を区別して表示（又は注記として開示）することは意思決定との関連性を高めると考えられる。また、のれん償却前営業利益を小計として表示（又は注記として開示）することについても、同様の観点から、企業の反復継続的な事業活動による利益をより適切に示す指標であるとして、意思決定との関連性を高めることにつながり得ると考えられる。

(2) 比較可能性の側面において、減損損失を含めて企業間比較を行うアプローチと減損損失を含めないアプローチのいずれも考えられるが、いずれの場合も財務諸表においてのれん償却に関する情報提供を行うことは比較可能性の向上に役立つと考えられる。

66. 財務諸表における情報提供のアプローチとして、(1)のれん償却費を表示（又は注記として開示）すること又は(2)のれん償却前営業利益を表示（又は注記として開示）することが考えられ、日本基準による営業利益にのれん償却費を足し戻した金額と IFRS 会計基準による営業利益にのれんに関する減損損失を足し戻した金額とを比較することが可能となるアプローチを前提に検討を行ったが、公聴会等で聞かれた意見を踏まえると、のれん償却前営業利益に関する情報がより関係者の間で広まりやすくなるという観点で、財務諸表利用者のニーズを充足することにつながると考えられる。このため、のれん償却前営業利益を小計として表示（又は注記として開示）するアプローチを採用することが考えられる。

67. 前項を踏まえて、今後は、のれん償却前営業利益を小計として表示（又は注記として開示）することを前提として、具体的な表示又は注記方法を検討することが考えられる。また、本資料第 65 項の冒頭の前提を踏まえて、この検討をのれんの償却費が計上されている企業と計上されていない企業の両方がある場合に広げて行うことが考えられる。

ディスカッション・ポイント
本資料の事務局の分析についてご質問やご意見があればいただきたい。

以　上